２０２５年3月１３日

大 阪 市 環 境 局
堀 井　久 司　 様

大阪市職従環境事業局支部協議会
委員長　　北 川　滋 雄

「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」に対する要求書

私たちは、廃棄物行政を推進するうえで机上の空論やコスト論に着目するのではなく、市民の生活環境を守ることはもとより、質の高いサービスの向上と安定的な提供を考慮した総合的な検討を労使交渉にて求めてきました。また、社会状況を的確に把握し市民ニーズに即した事業として実施してきた「ふれあい作業」や「普通ごみの午前収集の拡大」、さらに、頻発する自然災害に対する支援隊派遣や新型コロナウイルス感染症に係る対応など、局事業に支障をきたすことなく円滑に業務遂行できたのは、適正な労使協議の成果だと考えています。

２０１７年６月に策定された「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」は、組合員の雇用の確保と生活と権利を守るため直営体制による事業実施を求める一方で、市民サービスの向上と民営化を上回る経費の削減をめざし、是々非々の議論を行い労使が一体となって取り組んできました。以降も「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン２．０」では、官民役割分担の明確化や環境事業センターの統廃合など、組合員の高い意識と強い使命感・責任感、直営で培った経験とノウハウを背景に、労使の協力によって多くの成果を上げてきました。

現在、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン３．０」を取り組んでいますが、2月７日の市長会見において「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」についてが、公表されました。これから取り組むとされている「施設の老朽化対策」「災害発生時に迅速に対応できる体制確保のための職員採用継続」については、この間、私たちとしても求めてきたものであり、共通課題として認識しています。

しかしながら、「センター集約化」については、施設維持の面でコスト削減は見込めるものの、作業回数の減少、作業遅延の膨大化も想定され、市民サービスの低下に繋がりかねないと危惧するところです。また、「職員数半減」を掲げる「８８０人」という数字は、前プラン公表時の２０２０年から変更されておらず、数字ありきの事業計画ではなく、現状に応じた適正な業務執行体制を確立しなければなりません。

職従協議会は、今回の「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」については、市民サービスの質的向上はもとより、直営による事業運営の維持と現業職員の採用継続に資するものと位置づけて取り組みを進めることから、環境局としても、労使関係を尊重したうえで協議及び情報提供を尽くすよう強く求めます。

以上のことから、行政責任を回避することなく下記の内容について要求します。

記

1.「各戸収集の維持とスリムなごみ収集体制の構築」では、各戸収集を継続していくために効率的な業務運営に努めるとしているが、事業実施にあたっては直営現業職員が必要不可欠であることを認識し、新規採用者数の拡大をはじめ人員確保に努めること。

2．センター集約化によって、市民サービスの低下や災害発生時の地域のコントロールタワーとしての機能低下をさせないよう、所管行政区の増加に対応できる業務執行体制の確立を図ること。

3．市域での災害や感染症、その他不測の事態による施設の使用不能や閉鎖等にあっても、収集輸送事業を停滞させないよう、リスクマネジメントの観点からも分所の設置について検討すること。

4．収集コースの走行時間比較について、詳細を明らかにすること。また、焼却工場の整備・更新時など搬入停止時を考慮したデータについても明らかにすること。

5．安定した事業運営を確立するため、８８０人に固執せず、状況に応じた適正な人員機材配置について検討すること。さらに、各焼却工場の更新・整備に伴う休止時については、個別の対策を実施するなど柔軟な対応を図ること。

6．委託化する事業については、公共関与や高齢者職域といった視点を持って検討すること。また、既存の制度を有効活用するなどの検討を行うこと。

7．組合員の居住地は広域にわたっており、センター集約化によって通勤困難な組合員の増加が想定されるため、人事異動の際はより丁寧な対応を図ること。

8．市民サービスの質的維持を視野に入れ、技術・技能の継承を見据えた人員配置を行うこと。

9．さらなる「ノルマアップ」に繋がる、組合員の労働力に依存した効率化を行わないこと。

10．安全で快適な労働環境及び適正な勤務労働条件の確保とあわせて、組合員のモチベーション維持に向けた対策を講じること。

11．組合員の勤務労働条件に係る事項はもとより、将来的に勤務労働条件に関連する事項については、労使協議及び情報提供を尽くすこと。